

4 経営第 1847 号
令和 4 年 12 月 2 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施について適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。